

## 感染症発生時の報告先一覧

○社会福祉施設等からの報告基準（平成17年2月22日付け厚生労働省局長通知）

社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じること。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

○保健所

小豆総合事務所 保健福祉課	0879-62-1373
東讃保健福祉事務所 保健対策課	0879-29-8261
中讃保健福祉事務所 保健対策第一課	0877-24-9962
西讃保健福祉事務所 保健対策課	0875-25-2052

○施設等の主管課

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	香川県長寿社会対策課 施設サービスグループ 087-832-3266 087-832-3268
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与	香川県長寿社会対策課 在宅サービスグループ 087-832-3269 087-832-3274
上記以外のもの【例】 地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護 等	各市町の主管課